

# 山口県報

平成20年  
6月24日  
(火曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
道路の位置の指定 (二件) (建築指導課) ..... 三  
公告  
特定非常利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 三  
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者支援課) ..... 四  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 五  
土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課) ..... 六  
漁業法第六十七条第一項の規定による指示 ..... 六

### 山口県告示第三百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月二十四日から同年七月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日産化学工業株式会社  
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場  
所 在 地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
四六一イ	五	平成二〇、 七、一五	平成二〇、 一、一〇	平成二〇、 一、二〇
"	三・六	"	"	断 続 二 四 時 間
"	二・四	"	"	変 動 あり
"	二・三	"	"	"
"	一	"	"	"

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

排水処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素	燐	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )			
"	"	七	"	七	一四六〇〇	一五六〇〇	検出せず	一、〇〇〇	一〇〇	一五〇	〇・〇二	〇・〇二	五九・二
"	"	七	"	七	一四六〇〇	一五六〇〇	検出せず	一、〇〇〇	一〇〇	一五〇	〇・〇二	〇・〇二	五九・二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
排水処理施設	ステンレス製	七二	ば っ 気 連 続	二 四 時 間	変 動 な し				
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇	活 性 汚 泥				(既		
中和沈殿処理施設	"	五〇、〇〇〇	中 和 ・ 沈 殿						(設

(一) 種 類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	
四六―イ	七	二、〇〇〇	一、九〇〇	五
"	七	二、〇〇〇	二、五〇〇	五
"	七	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五
"	七	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五
"	七	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

中沈殿処理施設		活性汚泥処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前
"	"	"	"
"	"	"	八〇六
一六	二二	一〇〇	六二四
二二	二六	一五〇	九二四
二〇	三〇	五〇	八〇
三〇	五〇	八〇	一〇〇
"	"	二	一〇〇
"	一三	一六〇	三、八〇〇
"	一八	三〇〇	六、五三三
"	二・七	四五	七二〇
"	三・七	六〇	八九〇
"	二二、〇九二・八二二、七九二・八	"	一、三二三
"	"	"	一、六九六・七

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	
七	水素イオン濃度 (水素指数)	八・六	二二、〇九二・八二二、七九二・八
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一六	
六	浮遊物質 (mg/l)	二〇	二二、〇九二・八二二、七九二・八
	油類 (mg/l)	二	
八	窒素 (mg/l)	一八	二二、〇九二・八二二、七九二・八
	リン (mg/l)	三・七	

山口県告示第三百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
柳井市山根二九四〇の二及び二九四〇の一	四・一～四・三	五三・五	二二七・五八

山口県告示第三百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字末武上字西樋口八四〇の三	四・〇～五・〇	四九・六	二二一・四四



(二六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年八月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成二十年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人野鳥やまくち  
代表者の氏名 川元 武  
主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字厚狭一七六八番地の四八

(二六五) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、  
次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。  
平成二十年六月二十四日

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ほのぼの	下関市神田北一〇番一七号	ほのぼのケアセンター	居宅介護	平成二〇、四、一
合同会社サポーターびつころ	宇部市あすとびあ五丁目一六番二号	サポーターびつころ	"	"
株式会社まごころ	山口市秋穂二八四三七の八	24時間介護サービスまごころ	"	"
社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前中央街八番三六号	ふくしセンターわかば	"	四、
株式会社無尽蔵	光市浅江七丁目一七番七号	訪問介護ありがとう	"	"
株式会社ほのぼの	下関市神田北一〇番一七号	ほのぼのケアセンター	重度訪問介護	"
合同会社サポーターびつころ	宇部市あすとびあ五丁目一六番二号	サポーターびつころ	"	"

株式会社まごころ	山口市秋穂二八四三七の八	24時間介護サービスまごころ	"	"	五、
社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前中央街八番三六号	ふくしセンターわかば	"	"	四、
株式会社無尽蔵	光市浅江七丁目一七番七号	訪問介護ありがとう	"	"	"
特定非営利活動法人山口ウツドムック	山口市朝倉町二番四九号	ウッド・ムック	生活介護	"	"
特定非営利活動法人夢の湖舎	萩市大字河添九四の一	夢のみずうみ村山口デイサービス	"	"	"
社会福祉法人ふたば園	萩市大字河添五二の一	ふたば園成人部	"	"	"
社会福祉法人蓬萊会	防府市大字向島七九の四二	クロバーセント	"	"	"
合同会社サポーターびつころ	宇部市あすとびあ五丁目一六番二号	児童デイサービスセンター ひろ君の家 フォア・アス	児童デイサービス	"	"
特定非営利活動法人アス・トライフサポーター	山口市大字町三番一二号	フォア・アス	"	"	"
社会福祉法人大和福祉会	光市大字岩田二六七	ケアホーム・ム久米	共同生活介護	"	"
特定非営利活動法人夢の湖舎	萩市大字河添九四の一	夢のみずうみ村山口デイサービス	自立訓練(機能訓練)	"	"
株式会社夢のみずうみ社	山口市市中尾七八七の一	夢のみずうみ村防府デイサービス	"	"	"
特定非営利活動法人アミーチ	小郡下郷一三三八	福祉の店アミーチ	自立訓練(生活訓練)	"	"

特定非営利活動法人 夢の湖舎	萩市大字河添九四の一	夢のみずうみ山口ロテイサーヒスセン	八七の一	中尾七					
社会福祉法人 ふたば園	三見三八五二の一	ふたば園成人部	萩市大字河添二二二の一						
社会福祉法人 蓬萊会	防府市大字向島七九の四二	クロパーセリター	防府市東仁井令町二四番一						
株式会社 夢のみずうみ社	山口市中尾七八七の一	夢のみずうみ村防府デイスターヒスセン	浦二四二九の	大字西					
特定非営利活動法人 周南さわやか会	周南市鞆町二丁目六七の一	さわやか工房	周南市鞆町二丁目六七の一						六
社会福祉法人 博愛会	防府市大字台道一六五五	ワークハウスすぜんじ	山口市鑄銭司三三五〇						四
特定非営利活動法人 ビースト・はまゆう	下関市武久町一丁目五番一四号	ワークステーションほつぷ	下関市武久町一丁目五番一四号						
"	"	ワークステーションすてつ	一〇番一	長門町					
"	"	野の花ひびき	大字宇賀七四二七の一	豊浦町					
特定非営利活動法人 灯親会	大字川棚一六八〇の一	福祉作業所 光苑	大字川棚一六八〇の一	豊浦町					
社会福祉法人 菊水会	大字下岡枝一〇六四	星のかくれんぼ	大字下岡枝一三の一	菊川町					
特定非営利活動法人 つくしの会	山口市秋穂東六〇三の一	就労継続支援のり苑	山口市秋穂東六〇三の一						
特定非営利活動法人 ふれあいの家 鴻の峯	四一の一	ワークステーション大歳	四一の一	朝田九					
社会福祉法人 さやか	五二の一〇	さわか工房	五二の一〇	平井九					
社会福祉法人 博愛会	防府市大字台道一六五五	ワークハウスすぜんじ	三三五〇	鑄銭司					

社会福祉法人 ふたば園	萩市三見三八五二の一	ふたば園成人部	萩市大字河添二二二の一					
特定非営利活動法人 さざん	長門市油谷新別名九六四	ハピネスさざんか	長門市油谷新別名九六四					
医療法人社団 あずま会	下関市稗田中町八番一八号	障害者グループホーム葵	下関市稗田中町八番一八号	共同生活援助				
社会福祉法人 大和福祉会	光市大字岩田二六七	ケアホーム・グループホーム	周南市大字久米七一六の四					

(二六六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十年六月二十四日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十年六月二十四日  
 山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク彦島店  
 所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 蔵澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗の名称	株式会社イズミ	株式会社イズミ
大規模小売店舗にあっては小売業者の氏名又は名称	株式会社丸久	株式会社丸久

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社丸久	有限会社中村屋	有限会社中村屋
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	有限会社中村屋	有限会社中村屋
届出年月日	平成二十年六月十一日	平成二十年六月十一日	平成二十年六月十一日
変更年月日	平成二十年五月二十七日		
届出年月日	平成二十年六月十一日		
変更年月日	平成二十年五月二十七日		

(二六七) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年六月二十四日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名

事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

秋市 旭地区 平成一八、九、四 平成一九、三、二八  
ほ場の整備



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年六月二十四日

山口県日本海海区漁業調整委員会  
会長 清水 栄太郎

指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、<sup>いかり</sup>錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。

- A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三度一三分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三度一四分〇〇秒の点)
  - B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三度〇分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三度〇一分〇〇秒の点)
  - C 北緯三四度五四分一一秒東経一三度〇分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三度〇一分〇〇秒の点)
  - D 北緯三四度五四分一一秒東経一三度一三分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三度一四分〇〇秒の点)
- (二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三度〇八分〇〇秒の点) b 北緯三五度〇四分一一秒東経一三度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇分三〇秒東経一三度〇九分五〇秒の点) c 北緯三四度五九分一一秒東経一三度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三度〇八分〇〇秒の点) d 北緯三五度〇四分一一秒東経一三度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇分三〇秒東経一三度〇六分一〇秒の点)	平成二十年七月一日から同年九月十五日まで

次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点 f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点 g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点 h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点	平成二十年九月十六日から平成二十一年一月三十一日まで
---	----------------------------

- (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
  - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
  - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。
- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえつり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

平成二十年七月一日から平成二十一年六月三十日まで

平成二十年六月二十四日印刷  
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)